

平成25年11月29日招集

平成25年第12回
にかほ市教育委員会会議録

にかほ市教育委員会

平成25年第12回にかほ市教育委員会会議録

1. 期 日 平成25年11月29日 金曜日
2. 場 所 金浦勤労青少年ホーム 音楽室
3. 開 会 午後1時30分
4. 閉 会 午後2時55分

5. 出席委員 委員長 大久保 敬一
委員 武田 國彦
委員 佐々木 郁子
委員 鈴木 和子
教育長 渡辺 徹

6. 説明のための出席者

教育次長 武藤 一男
総務課長 三浦 純
学校教育課長 高野 浩
社会教育課長 齋藤 榮八
文化財保護課長 大坂 幸雄
スポーツ振興課長 浅利 均
白瀬南極探検隊記念館長 北村 正
仁賀保勤労青少年ホーム館長 篠原 光義
総務課 副主幹兼班長 加藤 十二

7. 書 記 総務課 副主幹 齊藤 麗子

8. 会議に付した議案

議案第54号 平成25年度教育費12月補正予算について
議案第55号 意見書の提出について
議案第56号 にかほ市教育委員会委員長職務代理者の選挙について

9. 可決した事項

議案第54号 平成25年度教育費12月補正予算について
議案第55号 意見書の提出について
議案第56号 にかほ市教育委員会委員長職務代理者の選挙について

10. 教育長報告

なし

11. その他

なし

12. その他の確認事項

- (1) 第13回教育委員会定例会は、平成25年12月10日(火)午前10時30分に開催することにした。

13. 会議の要旨

【開会 午後1時30分】

【大久保委員長】

それでは、平成25年第12回にかほ市教育委員会を開催いたします。今日の会議の出席委員は5名であります。議事日程の第1「会議録署名委員の指名」は、武田委員と鈴木委員にお願いいたします。書記には事務局の齊藤副主幹を指名します。

日程の第2「教育長報告」に入ります。教育長からお願いいたします。

【教育長】

私から特にありません。大変お世話になりました。

【大久保委員長】

それでは、教育長報告は以上といたします。続いて日程の第3に入ります。「議案第54号、平成25年度教育費12月補正予算について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

【学校教育課長】

(歳入教育費国庫補助金の内容を詳細に説明)

【総務課長】

(歳出教育総務費の事務局費内容を詳細に説明)

【学校教育課長】

(歳出教育助成費の内容を詳細に説明)

【総務課長】

(歳出学校管理費職員手当等の内容を詳細に説明)

【学校教育課長】

(歳出小学校費、中学校費の内容を詳細に説明)

【総務課長】

(歳出社会教育費の内容を詳細に説明)

【仁賀保勤労青少年ホーム館長】

(歳出仁賀保勤労青少年ホーム管理費の内容を詳細に説明)

【社会教育課長】

(歳出金浦勤労青少年ホーム管理費の内容を詳細に説明)

【白瀬南極探検隊記念館長】

(歳出白瀬南極探検隊記念館管理費の内容を詳細に説明)

【総務課長】

(歳出文化財保護管理費の内容を詳細に説明)

【文化財保護課長】

(歳出郷土資料館管理費の内容を詳細に説明)

【社会教育課長】

(歳出象潟公会堂管理費の内容を詳細に説明)

【スポーツ振興課長】

(歳出保健体育費の内容を詳細に説明)

【学校教育課長】

(歳出象潟給食センター費の内容を詳細に説明)

【大久保委員長】

議案第54号について事務局より説明がありましたが、委員の皆さんから何か質疑やご意見ございますか。

【武田委員】

歳入の理科教育設備整備費補助金、2分の1の率ですが、小・中学校の備品購入を具体的に教えていただけませんか。

【学校教育課長】

市の予算で買えないような備品、例えば、顕微鏡、実験道具だとかが主です。上郷小学校と金浦中学校ですが、当初に買えなかったものが国から追加で認められましたことによるものです。

【大久保委員長】

他に委員の皆さんからございますか。

(なしの声)

議案第54号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議案第54号については、異議ないものと認め、原案のとおり承認することに決定しました。

暫時休憩いたします。(午後2時3分)

～社会教育課長、スポーツ振興課長、白瀬南極探検隊記念館長、仁賀保勤労青少年ホーム館長
退席～

再開いたします。(午後2時8分)

次に日程の第4「議案第55号、意見書の提出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

【文化財保護課長】

平成25年10月18日付企発249号により、市長から教育委員会あてに新規コンビニの出店計画の意見を求められておりましたが、去る11月18日に象潟公民館で文化財保護審議会を開催

し、答申書を作成しております。

計画地については、資料にあるとおりですが、非常に景観の良い所です。11月16日に国の名勝指定の報道がありました所でしたので、審議会でも驚いていたようです。そういった状況で審議会を開催し、答申書を作成したわけですが、資料にもあるとおり、1点目は、国定公園地内であること。現状変更、景観に著しい支障をきたす行為は認めないとしております。2点目は、計画地がこの度の名勝指定「おくのほそ道の風景地 象潟及び汐越」に近接していることがありますが、名勝の管理保存計画がまだできていないことから法的な規制はできない状況です。3点目は、これまで九十九島を守るという観点から、いろいろな行政施策や島守りの活動がありまして、ここにコンビニが出店されますと、今までの先人たちの努力が無駄になってしまうなどの意見が大半でした。そういったことから、文化財保護審議会総意により反対するということでございます。審議会の議事録を見ましても現在の法律の規制はあるのですが、あくまでもできないというものではなくて、あらゆる基準をクリアすれば、建設できることになるものですから、委員の皆さんももどかしさを感じている委員会の状況でした。

【大久保委員長】

議案第55号について事務局より説明がありましたが、委員の皆さんから質問、または賛成反対の意見など、委員の皆さんの十分な意向を聞きたいと思いますが、何かございますか。

【教育長】

文化財保護審議会は反対だと言っています。ただし、建設してはならないという法的な規制はないので、反対はしているけども止めることはできないということですよ。

【文化財保護課長】

そういうことです。天然記念物象潟の保存管理計画のなかにもありますが、あくまでも指導のひとつの目安であるということになります。

【鈴木委員】

地主の方が売らなくなれば、この話は出てこなかったのでしょうかから、地主の方は売ることを了解していることですよ。

【文化財保護課長】

買収はしないで、賃貸だと思いますが、業者が動いているということは、貸すことは了解しているのだと思います。

【大久保委員長】

国の名勝指定の縛りはないのですか。

【文化財保護課長】

先ほども申し上げましたが、これから保存管理計画ができるのです。名勝指定の答申をしているのですが、まだ、指定決定になったわけではないのです。官報告示されると初めて保存管理計画を作らなければならぬ段階になります。今はまだその前段なわけです。

【大久保委員長】

これまでの委員の皆さんからいろいろ話を伺っても、賛成という委員はいらっしゃらない。この状態で話を続けてもどんなものでしょう。

【教育長】

そもそもこの話がきているのは、ローソンからにかほ市長に出店したいというのがきているのです。そこで市長部局とすれば、文化財関係の部署は教育委員会なので、教育委員会の意見を聞きたいと。意見を聞くにあたっては文化財保護審議会を開いて、審議会の意見を踏まえて、教育委員会としての意見を市長部局に伝えるという手順なわけです。我々としても法的にどうだとかの審議をしてもゴリ押しされれば通されるのだとすれば、教育委員会として、これについてどういう考えなのかを市長部局に伝えなければならないということです。

【大久保委員長】

ただいま教育長から話があったように、委員会としての意見ですが、事務局で案みたいなのは持ち合わせておりますか。

【教育次長】

あります。

～事務局案を配布～

【大久保委員長】

ただいま、事務局から案を出していただきましたが、委員の皆さんからございますか。

【武田委員】

文化財保護審議会の方々が反対しているということを充分考慮に入れるべきだと思います。だから、この場合も教育委員会としては、審議会の答申を尊重することを全面に出した方がいいと思います。ただ、法令制限用途は無指定になっていますし、建蔽率をきっちり守っていただければ、建てるなどとも言えないわけですね。

【教育長】

数字だけを追って、法律に則って建てるのであれば、おそらく我々は何も言えなくなるでしょう。

【武田委員】

文化財保護審議会を尊重した意見しか出せないということになりますよね。

【教育次長】

許可するとかしないとかの論議ではないと思います。

【大久保委員長】

市長に対する意見書というのは、この意見書（案）の（案）を取ったのでいいのではないのでしょうか。あとは、市長の判断に委ねてもいいのではないかと思いますがいかがでしょう。

暫時休憩いたします。（午後2時28分）

再開いたします。（午後2時40分）

【教育長】

教育的な配慮が必要だとすれば、何があるのかということになるとは思いますが、ないのであれば、このままでいいのではないかと思います。

【大久保委員長】

いろいろご意見を伺いましたが、教育委員会としては、文化財保護審議会の答申を尊重しながら、事務局で提出した意見書案を教育委員会の意見書として提出することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

それでは、異議がないものと認め、議案第55号については、文化財保護審議会の答申を尊重しながら、委員会として作っていただいた意見書を提出することに決定しました。

暫時休憩いたします。(午後2時43分)

～文化財保護課長退席～

再開いたします。(午後2時45分)

次に日程の第5「議案第56号、にかほ市教育委員会委員長職務代理者の選挙について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

【教育次長】

議案第56号教育委員長職務代理者の選挙について説明いたします。

にかほ市教育委員会会議規則第2条第2項に基づき、教育委員長職務代理者を選挙するものです。同項に委員の互選、または、選挙による選任の場合は、無記名選挙となっておりますが、簡易な方法として、推薦によることも選挙の一種にあることを地方自治法第118条第2項に規定されております。

また、この度の職務代理者を定めないと、次回教育委員会を招集する委員長が不在であることや新教育委員が揃ったうえで委員長の選挙を執り行いたいことから本日举行うものであります。

ただ、本日選ばれました職務代理者が、次回委員会で、委員長に選ばれないということではありませんので、申し添えいたします。

【大久保委員長】

議案第56号について事務局より説明がありましたが、委員長職務代理者の選挙をこの場で行うこととなりますが、委員の皆さん何かご意見ございますか。

【佐々木委員】

推薦でお願いいたします。

【大久保委員長】

ただいま、佐々木委員から推薦による選任でどうかということが出ましたが、いかがですか。
(異議なしの声)

【佐々木委員】

武田委員を推薦いたします。

【大久保委員長】

ただいま、佐々木委員から武田國彦委員を推薦との発言がございましたが、他にございますか。
(なしの声)

議案第56号について、武田國彦委員を職務代理者とすることにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議案第56号については、異議ないものと認め、委員長職務代理者は、武田國彦委員にお願いすることに決定しました。よろしくお願いたします。

その他として、事務局より何かございませんか。

(なしの声)

その他に委員の皆さんから、何かございませんか。

(なしの声)

それでは、次回の教育委員会ですが、12月10日火曜日午前10時30分に開催したいと思います
ますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

以上、本日提案された議案の審議は、すべて終了いたしました。それでは、これを持ちまして、
平成25年第12回にかほ市教育委員会を閉会します。

(閉会 午後2時55分)

署名

にかほ市教育委員会 委員長 天又深 敬一

” 委員 武田國彦

” 委員 鈴木和子